

政令第 号

民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）第二条第二項第一号及び第四条第一項第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令（昭和六十二年政令第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

附則第一条の三及び第一条の四中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この政令による改正後の附則第一条の四に規定する日までに民間都市開発の推進に関する特別措置法第

四條第一項第一号の規定により民間都市開発推進機構が参加することを約した民間都市開発事業に係る同号の政令で定める地域については、同日後も、なお従前の例による。

理由

最近における地域経済の状況に鑑み、民間都市開発推進機構が参加することができる民間都市開発事業の規模の要件等に関する特例措置の適用期間を平成三十四年三月三十一日まで延長する必要があるからである。